

防整施第7109号  
28.3.31

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約において再委託を行う場合等の具体的措置について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う建設工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務の契約において再委託を行う場合等の具体的措置について（防整施第17556号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、

## 建設工事に係る技術業務の契約において再委託を行う場合等の具体的措置

建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項に規定する技術業務をいい、（以下「業務」という。）の契約後において、受注者による適正な業務の履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

### 1 業務計画書の提出及び審査、履行体制の把握

現在、各業務の仕様書において、「受注者は、業務契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督官に提出しなければならない。」等とし、受注者から業務計画書の提出を求めているところであり、業務計画書の内容を変更する場合は理由を明確にした上、その都度監督官に変更業務計画書を提出させる等の措置を講じているところである。

今後、監督官は、業務計画書を提出させる際に、受注者が当該業務において再委託を行うのか悉皆かつ確実に確認し、受注者が再委託を行う場合は、速やかに再委託申請書を提出させること。

また、監督官は、当該業務の業務履行体制について、受注者及び再委託先等を含む委託体制を当該業務を担当する部署の長（以下「業務担当部署の長」という。）まで書面にて報告すること。

更に、監督官は、業務履行中（打合せ時等）においても、必要に応じ履行体制（業務に従事する技術者等）を確認し、確認において疑義が生じた場合は、業務担当部署の長まで報告すること。

### 2 再委託時の事務手続き

受注者が再委託を行う場合、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27. 10. 1）の別紙第2項に定められる事務手続きを的確に行うこと。

なお、業務実績の審査に当たっては、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）及び公共建築設計者情報システム（PUBDIS）を活用すること。

また、受注者から提出される再委託申請書の審査のうち、再委託内容及び理由、再委託予定者を選定した理由、再委託予定金額、再委託に係る仕様書の審査は監督官が主体となり、再委託先の会社概要及び業務実績の審査は業務の契約事務をつかさどる部署の担当者が主体となって審査すること。